

## 議案第52号

### 鳥取県都市公園条例の一部改正について

次のとおり鳥取県都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章 略

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—第1条の6）

第3章～第5章 略

附則

（公園施設の設置基準）

第1条の4 略

（運動施設の設置基準）

第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）

第1条の6 略

目次

第1章 略

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—第1条の5）

第3章～第5章 略

附則

（公園施設の設置基準）

第1条の4 略

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）

第1条の5 略

（指定管理者の選定の特例）

第4条 削除

別表第2 (第1条の6関係) 略

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

別表第2 (第1条の5関係) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。